

短期入所生活介護・短期入所療養介護の認定有効期間の半分以上の日数を超過して利用する場合の取り扱いについて

1. 規定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護及び短期入所療養介護を位置づける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められた場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の概ね半数を超えないようにしなければならない。（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」平成11年3月31厚生労働省令第38号 抜粋）

【上記の「特に必要と認められた場合」（下線部）とは以下の場合等が想定される】

①同居家族が疾病により、被保険者の介護ができない場合

②その他やむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることができないと認められる場合などが想定される。ただし、①、②だけに限定するものではなく、個々により状況は異なりますので、サービスを導入する前に本課担当係へご相談ください。

2. 短期入所生活介護等利用までの流れ

要介護認定の有効期間の概ね半数を超えた利用を希望する場合は、下記の手続きを行う必要がある。

申請：担当ケアマネジャーは『介護保険の短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用に係る申請書』（様式5）及びフェースシート、ショートステイ導入時のサービス計画書（1）～（3）及び利用票・別表の原案を本課担当係へ提出する。

決定：担当係は書類確認、関係者・関係機関への聞き取り等、または、市が規定する会議等での検討を経て、決裁を行う。

※市が規定する会議等での検討を要する場合としては、ショートステイを利用する理由が、やむを得ない事情に該当するかどうかの判断が困難な状況をさす。

通知：結果は担当ケアマネジャーへ通知する。

報告：通知を受けて、担当ケアマネジャーはサービス担当者会議を開催し、その結果をサービス担当者会議の結果記録表、サービス計画書（1）～（3）の本人印入り、利用票・別表を添えて本課担当係へ提出する。

※結果通知にはサービス利用の許可期間が記載され、許可期間の過ぎたものは無効となる